

コミュニティソーシャルワーカー「嘱託職員」募集要項（急募）

1. 応募資格 ※社会福祉に関して理解と熱意があり、次のいずれかに該当する方
 社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事など社会福祉に関する資格
 ※パソコンでの操作（ワード・エクセル等）ができる方
 ※自転車に乗れる方
2. 応募期間 順次受付します
3. 応募方法 事前連絡のうえ、履歴書（JIS規格、顔写真添付）・職務経歴書・資格証コピーを下記へ郵送または、持参。郵送の場合は、封筒の表に「CSW嘱託職員」と明記してください。
4. 業務内容 (1) 要援護者に対する見守り、発見、つなぎのセーフティネット体制づくり
 (2) 制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等の実施等
 (3) 地域住民活動との協働と支援
5. 勤務場所 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会
 大阪市北区神山町15-11
6. 雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
 ※試用期間 2ヶ月（同条件）
7. 募集人員 2名
8. 勤務日 月曜日～土曜日のうち指定する5日
9. 休日 日曜日、祝日
 年末年始（12月29日～1月3日）
 指定休日（4週につき4日）
10. 勤務時間 (1) 9:00～17:30（休憩時間45分）
 (2) 10:30～19:00（休憩時間45分）
 シフト制 (1)が基本で1週間から10日に1回(2)の勤務有
11. 給与 月額219,300円
 他に通勤手当（月額55,000円を限度）支給
12. 年次休暇 15日（採用より2か月経過後）
13. 保険関係 社会保険（健康保険、厚生年金保険）
 労働保険（雇用保険、労災保険）
14. 選考 ●一次選考・・・書類選考による

一時選考合格者へ二次選考への通知を随時、電話またはFAXで行います。

●二時選考・・・面接試験による

選考日程：相談にて決定

選考場所：大阪市北区社会福祉協議会

15. 応募・問合せ 社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

〒530-0026 大阪市北区神山町15-11 北区在宅サービスセンター

電話 06-6313-5566 (担当：城戸)

FAX 06-6313-2921

16. 備考

採用形態は、北区社会福祉協議会採用となります。